開成町課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 23 日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第 19 号

開成町課設置条例の一部を改正する条例

開成町課設置条例（令和３年開成町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事務分掌） 第２条　前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画政策課 （１）・（２）（略） （３）　デジタル化の推進に関する事項 総務課 （１）～（３）（略） 財務課 （１）～（３）（略） 税務窓口課 （１）～（３）（略） 地域防災課 （１）～（３）（略） 環境課 （１）・（２）（略） 福祉介護課 （１）・（２）（略） 保険健康課 （１）・（２）（略） こども課 （１）・（２）（略） 都市計画課 （１）～（３）（略） 都市整備課	（事務分掌） 第２条　前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画政策課 （１）・（２）（略） （新設） 総務課 （１）～（３）（略） （４）　電子計算処理及び行政のデジタル化に関する事項 財務課 （１）～（３）（略） 税務窓口課 （１）～（３）（略） 地域防災課 （１）～（３）（略） 環境課 （１）・（２）（略） 福祉介護課 （１）・（２）（略） 保険健康課 （１）・（２）（略） こども課 （１）・（２）（略） 都市計画課 （１）～（３）（略） 都市整備課

（１）（略） 産業振興課 （１）・（２）（略）	（１）（略） 産業振興課 （１）・（２）（略）

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。